

規制改革の推進体制の在り方に関する提言

－ Society 5.0の実現に向けて政府一丸となった対応を求める －

2019年3月19日

一般社団法人 日本経済団体連合会

提言の構成

I はじめに

II 規制改革をめぐる現状

III 規制改革の推進に向けた取り組み

IV おわりに

I はじめに

- 規制は陳腐化するおそれがあり、不断の見直しが不可欠
- 「Society 5.0」の実現に向けて、法制度や行政のリフォームは従来にも増して重要課題

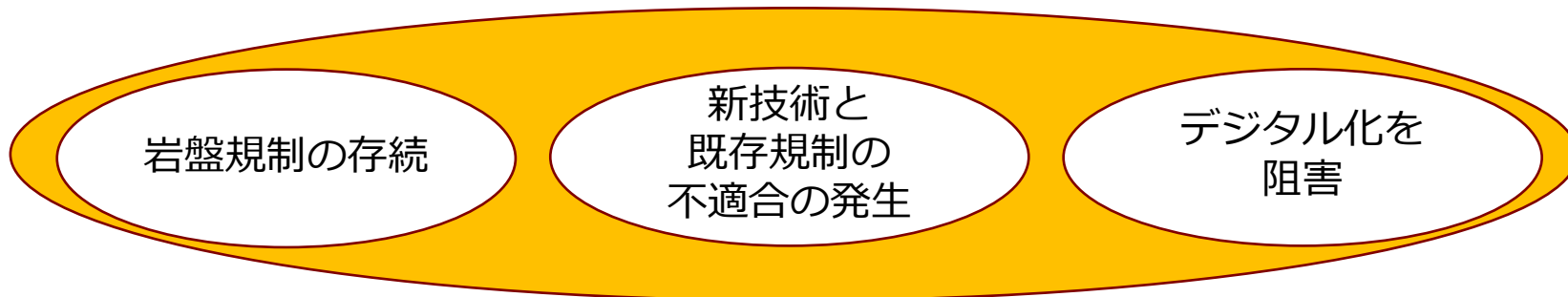
規制改革推進会議の設置期限が7月末に迫る



既存の仕組みを**見直し**、
強力な推進体制の構築を求める

Ⅱ 規制改革をめぐる現状

規制改革は一朝一夕にはいかない



規制改革を加速化するための組織や制度が**機能不全**に陥り、
4つの問題が発生

4つの問題

規制官庁が
改革を進める
仕組みの機能不全

統合的な推進力の
不足

利用者目線が
不足している
規制改革制度

地方における
改革の難しさ

問題その1：規制官庁が改革を進める仕組みの機能不全

各省庁が自律的・積極的に改革を進める仕組みが効果的に機能していない



法制度の安定的な運用や無謬性の追求に比べ、
制度を柔軟に見直す**マインド**に乏しい



規制の新設・改廃時に事前評価を実施するものの、
事前評価書は**形式的**に作成されている

規制の所管省庁が自律的・積極的に改革を進める仕組み

－行政機関が行う政策の評価に関する法律－

事前評価



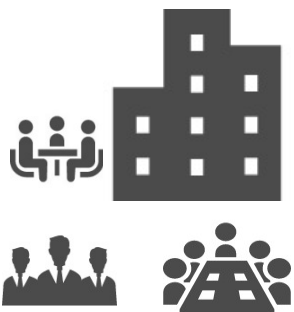
事後評価

規制改革実施計画（閣議決定）

規制レビュー

問題その2：統合的な推進力の不足

会議体が林立し、規制改革に向けた統合的な推進力を得られていない



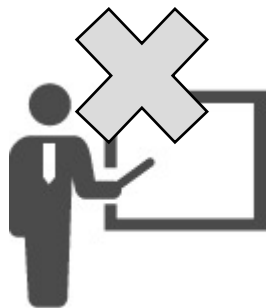
- 目指す社会像が共有されず**部分最適**に陥りがち
- 検討テーマの設定プロセスが**分かりづらい**



- **活動内容が重複**し、中央省庁の職員の業務負荷が過大になり、徒労感や反目しあう状況が発生している

問題その3：利用者目線が不足している規制改革制度

規制改革制度が多様化・複雑化するなか、利用者目線での運用が不十分



全国・地域・企業向けの各制度は、**周知・広報不足**等により、最も効果的な制度に辿り着くのに時間と手間がかかる

全国単位	地域単位	企業単位
規制改革ホットライン	国家戦略特区、構造改革特区、総合特区等	グレーゾーン解消制度、新事業特例制度、新技術等実証制度等



国家戦略特区は改革実現までに期間を要し、**実証実験が十分にできない**ケースもある

問題その4：地方における改革の難しさ

地方分権改革を背景に、中央省庁の発信による全国規模の取り組みが難しい



自治体間で規制内容や行政手続の申請書様式・書式に**差異が生じ**、企業のコストアップを招いている



自治体の主体的な規制改革が重要となるも、「地方版規制改革会議」の設置は**わずか6自治体**

徳島県、静岡県、茨城県、鳥取県
兵庫県、奈良県葛城市

Ⅲ 規制改革の推進に向けた取り組み

1 政府に求める4つの取り組み

2 規制改革の「哲学」の設定

3 経団連の取り組み

1. 政府に求める4つの取り組み

(1) 規制の見直しの実効性担保


(2) 統合的な推進機関の構築とチームワークの発揮

(3) 事務局体制と制度の拡充

(4) 地方における規制改革の推進

(1) 規制の見直しの実効性担保

規制改革の手法に関する考え方を**抜本的に見直し**、行政職員の**マインドセット**等も**変革**を促す



規制改革の手法に関する考え方の抜本的な見直し

政府の構造改革の方針に則り、各省庁が規制の棚卸しを行い、優先順位を定めて取り組む

規制の定期見直しの厳格な運用
(サンセット条項化も念頭)

規制の政策評価制度の改善



行政職員のマインドセット等の変革

最新の技術やサービスを体感する環境づくり

規制改革の取り組みに対する人事管理上の評価

(2) 統合的な推進機関の構築とチームワークの発揮

各会議体の規制改革機能を分離・統合した**常設機関「規制改革統合本部（仮称）」の新設**に取り組む

規制改革を一元的に担う常設機関「**規制改革統合本部（仮称）**」の新設

「未来投資戦略」に則り、改革すべき法制度の範囲や優先順位、期限等を検討し、規制官庁に強く助言。勧告権も保有

欧米の規制監視機関を参考に、規制の新設・改廃時に規制影響分析を審査する機能の付与

構成員は経済社会の現場に造詣の深い民間人を中心とし、定期的な新陳代謝を行う

事務局体制の**統合・拡充**

政府内の規制改革に関連する諸制度を所管する組織を分離・統合
予算も増額

官民出向者のみならず、常勤職員の継続的な確保により増員を図る

【参考】新組織のイメージ

<会議体>

- 行政改革推進会議
- 規制改革推進会議
- 国家戦略特区諮問会議
- 未来投資会議
- 新戦略推進専門調査会 等

<制度>

- 規制改革ホットライン
- 国家戦略特区制度
- 構造改革特区制度
- グレーゾーン解消制度
- 新事業特例制度 等

規制改革の機能を
分離・統合

規制改革統合本部 (仮称)

構成員：民間有識者

事務局：
常勤職員＋官民出向

各制度を
一元的に所管

(3) 事務局体制と制度の拡充

規制改革を担う**事務局の一元化**と各種規制改革**制度の拡充**により、制度の利用を促進する



「規制改革統合本部（仮称）」の事務局が
全国・地域・企業単位の制度のワンストップ
窓口を担当

各種規制改革制度の
拡充



国家戦略特区制度の拡充

グレーゾーン解消制度と新事業特例制度
規制のサンドボックス制度の拡充

規制改革ホットラインの継続設置

(4) 地方における規制改革の推進

地方分権を尊重しつつ、「規制改革統合本部(仮称)」を中心に**国主導で全国レベルの改革を推進**する

好事例の横展開



自治体の先進的な事例を国が把握し、積極的に横展開

地方ごとに異なる 規制の事例の 収集・分析・提供



規制の差異の収集・分析・提供による産学官での問題意識や事例の共有

国と地方の 役割分担の整理



国と地方の役割分担を整理したうえで、標準様式等の活用を原則必須化

2. 規制改革の「哲学」の設定

- 新たな推進体制の実現には国民の強力なバックアップが不可欠
- 規制改革の哲学を設定し、改革の羅針盤として国民への浸透を図る



3. 経団連の取り組み

- **経済社会の活性化を広く実感**できるような民間主導の規制改革を推進する
- 規制改革の実現可能性を高める

1

規制改革推進会議後の新組織との連携強化



検討事項の設定に協力



人材供給等で協力

2

規制改革要望の作成方法の見直し



新組織の検討事項等をもとに「**重点テーマ**」を設定し、
会員の要望に基づく具体的な提言を取りまとめ

IV おわりに

- 新たな推進体制の確立には、**政治の強力なリーダーシップの発揮**が必要
- 経団連は**政府・与党との連携**をこれまでも増して強め、提言内容の実現に取り組む

Keidanren
Policy & Action



提言内容の実現！